

論文要約

「障害者の自立生活支援とシティズンシップ –AJU 自立の家の運動と実践を通して–」

伊藤葉子

序章 問題意識及び研究目的と研究方法

本研究は、シティズンシップ論を用いて、愛知における重度障害当事者、なかでも愛知県重度障害者の生活をよくする会及び社会福祉法人 AJU 自立の家による障害者運動と実践を分析の対象としつつ、福祉国家と障害者の権利性、障害当事者による自立生活支援システム、当事者運動としての障害者運動に焦点をあて分析する。この分析を通して、地域を基盤とした障害当事者参画による権利の実現のあり方がどのように達成され、展望と課題が残されているのかを明らかにする。

第 1 節 問題意識と目的

戦後、わが国における障害者福祉は、国際的な動向に影響を受けつつ、国内法制度が整備され、支援のあり方が模索されてきた。その際、障害当事者及びその支援者による多様な社会福祉運動が与えた影響は少なくない。その運動の根幹は、障害者が尊厳あるひとりの人間として扱われ、権利が保障されなければならないという思想・哲学に根差したものである。

近年では、2006年に採択された国連の「障害者権利条約」や国内法である「障害者基本法改正（2011年）」にみられるように、住み慣れた地域社会で障害の有無を超えた「共生社会の実現」がめざされている。だが、障害者のおかれた実態は、その権利性、地域生活支援の仕組み、障害者運動と法制度の整備における当事者参画のあり方など、未だに多くの課題を抱えている。

その例として、以下の3点に触れた。第1に、障害者の権利性にかかわり、働いているのに無職という現実の課題である。本論第6章で詳細に論じた名古屋市内にある「社会福祉法人 AJU 自立の家」の障害者就労支援施設（当時は、身体障害者授産施設）である「わだちコンピュータハウス」の利用者（当該施設では「所員」と呼称。以下、所員）の工賃が高額であるために、所得税課税を昭和税務署より請求されたことに端を発する、障害者の就労をめざす「訓練の場」で支払われた工賃に対する所得税課税問題である。

第2に、地域での暮らしと自立生活支援システムについてである。厚生労働省は、2000年代半ばより地域生活移行について、数値目標を設定し、必要な施策について計画を立案し、推進している。地域移行が国の基本方針として掲げられ、推進されているとはいえ、実際に地域移行した障害者の暮らしは、果たしてインクルーシブに暮らせていたのかが問われる出来事が立て続けに起こった。2011年の東日本大震災、2016年の熊本地震などの大災害である。「障害者は避難できない」「障害者の死亡率は障害のない人の2倍」「災害弱者」などと表現されるように、地域移行により、地域に存在はしていたとしても、普

段の暮らしのなかで、地域住民の一員としてつながりあえていたのか、つながりあう支援が実践できていたのか、改めて問われる事態となった。

第3に、障害者運動と当事者参画について、なかでも、地域生活における高齢化・二次障害という課題についてである。日本における重度障害者の地域でのひとり暮らしによる自立生活は、早くは1970年代から実現されてきた。地域での暮らしを開始した人の多くは、介助を必要としながらも、障害当事者が自らの可能性の広がりを実感しながら、地域生活を実現してきた。しかし、障害者の高齢化は非障害者に比べ、10年から20年ほど早く進むとも言われている。実際に、40歳代で認知症傾向が発症する知的障害者や生活習慣病、その他、加齢に伴う障害の重度化が障害の種類や程度を問わず、進んできている。

加齢のスピードが速いということは、働き盛りであるにもかかわらず、生活のしづらさが増えるということでもある。生活の仕方、働き方、経済的な部分について変更を余儀なくされることもある。なかには、子どもがケアの一部を担うというヤングケアラーの問題も生じてきている。さらに、訓練としての就労の場は、有給休暇も傷病手当もない。こうした課題は、本人だけでなく、世帯全体に影響する課題といえる。

第2節 研究の課題と方法

本研究は、以上の障害者福祉における今日的課題を念頭に置きつつ、地域を基盤とした障害当事者参画による権利の実現のあり方がどのように達成され、展望と課題が残されているのかを明らかにする。

その際、1970年代に肢体不自由を中心とする重度障害者らにより愛知で生まれ、その後、国内外で障害者運動を展開する「愛知県重度障害者の生活をよくする会（以下、よくする会）」と、よくする会を前身として障害当事者主体で設立され、運動と実践を展開する「社会福祉法人AJU自立の家（以下、AJU自立の家）」を主な分析の対象とする。

本論では、以下の3点に焦点をあて、研究課題を設定する。

第1に、福祉国家と障害者の権利性について、福祉国家における市民としての諸権利は、障害者の権利として形成できるのかという課題である。これまで、権利は義務との関係で語られてきており、その義務の多くは労働との関係で語られてきた。福祉国家の成立とともにシティズンシップは形成され、両者は不可分のものとされている。こうした議論の中で、障害者の権利性は脇に追いやられてきている。福祉国家において市民の権利はどのように形成されてきたのか、こうしたなかで、障害者の権利はどのように位置づけるのか、その理念や障害のとらえ方の変遷とともに明らかにする。

第2に、障害当事者による重度障害者に対する自立生活支援システムについて、ソーシャルワーク実践における障害当事者主体の地域福祉実践の実際はいかなるものなのかという課題である。社会福祉実践は、ミクロ、メゾ、マクロの広範囲にわたる実践が重視されている。近年、障害者福祉において、地域移行、地域生活の継続支援が推進されているが、その支援内容に本人中心、当事者主体を活かすことがより一層求められている。障害当事者主体による地域福祉実践の具体的展開がどのようになされてきたのか、障害者運動と事業との両輪がどのように果たされてきたのか、その具体的展開における特徴はなにかを明らかにする。

第3に、障害者運動と当事者参画について、社会福祉運動における障害者運動、なかでも重度障害者自身による障害者運動がどのように展開され、地域に密着した権利保障の具現化をはたしているのかという課題である。社会福祉の運動論では、福祉労働の担い手としての労働者運動論が中心をなし、当事者運動としての障害者運動は、主流とはされてこなかった。1970年代から、市民運動として発生し、後にAJU自立の家の運動と実践を展開する肢体不自由を中心とする愛知の重度障害当事者らによる運動の独自性を近年の動向を踏まえて追及した研究は、ほとんど見当たらない。現代社会において、個別支援や集団支援に留まらないソーシャル・アクションや地域資源開発、社会変革を意識した実践は、より重要度を増している。社会運動、社会福祉運動のなかでも障害者運動がどのように展開されてきているのか、地域に密着した権利保障の具体化と当該自治体との協働について明らかにする。

本研究は、シティズンシップ論を用いながら福祉国家と障害者の権利性、障害当事者による自立生活支援システム、当事者運動としての障害者運動に焦点をあて、AJU自立の家による当事者運動と実践を分析の対象としつつ、以下の研究方法にて論じた。

- ①福祉国家と障害者の権利性について、「シティズンシップ論」を用いて考察する。
- ②障害当事者による地域福祉実践、自立生活支援システムの構築をAJU自立の家の運動と実践に焦点をあて、地域での自立生活支援を通して障害者運動を展開し、社会変革をめざす営みについて、個人、集団、地域へのアプローチを中心に分析する。
- ③AJU自立の家の運動と実践がどのように発生し、今日に至るかまでを歴史的にとらえ、「一市民として当たり前の生活」を求める障害者運動を分析する。

なお、本論においては、用語の整理を以下の通りとした。

(1) 障害者、障害当事者

「ショウガイ」の表記をめぐる議論には、特に「ガイ」という字をどのように扱うかによって主張がわかれている。それは、その表記が「ショウガイ」をどのようにとらえるのかのアイデンティティと密接に関わるからである。

杉野は、「障害者」という用語について、イギリス障害学では「無力化された人」「社会的障壁によって不利益を被る人」として、人に動詞の受身形としてかかる“disabled people”の表記がなされ、アメリカ障害学では「障害をもつ人」「障害者というマイノリティ・アイデンティティをもつ人」として、まず、人ありきの“people with disability”の表記がなされることについて触れている(杉野 2007: 42)。

本論では、杉野の表記に関わる言及を参考に、基本的には「障害者」と表記し、「障害者」以外の人をさす場合は、「非障害者(non-disabled people)」とする。ただし、自立生活や障害者運動に主体的に参加していることを意味する場合は「障害当事者」と表記する。また、固有名詞や引用文については、原文のままの表記とする。

(2) 介助、介護

障害者が主体となって生活を営む場合に第三者から提供される直接的な支援については、その関係の主体がどちらにあるか、生活の「管理」が誰によってなされるのかによってその表記も変化してきている。

「介護(care)」は、「護られる」意味あいが含まれることから、本論では、障害者主体の生活に提供される直接的ケアを「介助」とする。しかし、障害当事者主体の生活に提供される直接的ケアは、「助けられる」ものでもなく、関係性のなかでその表記、呼称も変化するものとなろう。なお、引用文中に「介護」とある場合や文脈の中で「介護」と表現が適切な場合には、「介護」を使用する。

(3) パーソナル・アシスタンス制度、パーソナル・アシスタント

障害当事者主体の介助の仕組みと介助関係については、その表記についても十分に整理されているとは言えない現状がある。本論では、パーソナル・アシスタンス (personal assistance) 制度は、障害当事者に直接雇用される場合や障害当事者主体の支援組織等に介助関係を管理された介助派遣方式のことを意味する。また、パーソナル・アシスタント (personal assistant) は、障害当事者に雇用され、介助関係を管理された介助者を意味する。

(4) 愛知県重度障害者の生活をよくする会、AJU 自立の家

本論は、AJU 自立の家の運動と実践を分析の対象としている。厳密に言えば、AJU 自立の家は、1990年に社会福祉法人格を取得した法人の名称であり、福祉サービス事業を実施する事業体である。しかし、同法人は、1970年代に始まった「愛知県重度障害者の生活をよくする会(よくする会)」をその前身とする障害当事者による運動団体でもある。その運動と実践は、明確に分離することはできず、事業展開することを通して、障害当事者や非障害者、広く社会に働きかける運動体でもある。また、「よくする会」から派生した団体に「愛知県重度障害者連絡協議会(愛重連)」が存在する。この「愛重連」は、県下の身体障害、知的障害、精神障害のある当事者および当事者を中心として組織、運営される団体が加盟している。設立のきっかけは、1996年度より実施された「市町村障害者生活支援事業」の受託に向け、自立生活センターを中心とする各団体が愛知県や各団体が所在する自治体との交渉に向けてネットワークを組むことを目的に設立された。その後、加盟団体が増加し、2017年4月現在、15団体によって構成されている。

このように、AJU 自立の家の運動と実践は、関連する組織や団体と複雑に重なり合っているが、本論では、明確に分けて述べる必要がない限り、運動と実践の中核を担う、「AJU 自立の家」の表記とした。

第1章 先行研究

第1章では、シティズンシップを市民的権利、政治的権利、社会的権利という3つの要素との関係でその形成過程を概観し、福祉国家とシティズンシップとはどのように関連するのかについて述べる(第1節)。そのうえで、人々の権利の獲得、権利行使の実現とそれを可能とする社会の実現、社会変革をめざすソーシャルワークの定義、枠組みとソーシャルワーク実践を展開するうえでのソーシャルワーカーの視点について述べる(第2節)。

さらに、社会運動と障害者運動について、また、本研究での分析対象となる障害当事者運動団体である「愛知県重度障害者の生活をよくする会」を前身とする「AJU 自立の家」の障害者運動における位置について整理した（第 3 節）。

第 1 節 福祉国家とシティズンシップ

T.H.マーシャルに代表されるシティズンシップ論は、市民的権利、政治的権利、社会的権利の 3 つの要素からなり、このうち社会権は、福祉国家の成立と不可分であることが明らかとなった。福祉国家において、働くことがシティズンシップの諸権利を得るための条件とされ、シティズンシップは権利と義務との関係で議論されることが多い。しかし、生存権保障と当事者主体の観点から福祉国家及びシティズンシップを今一度、とらえなおす必要があることを示した。なぜなら、これまでのシティズンシップ論では、一部の障害者を除き、多くの障害者は、どこで誰と暮らすのかという自由権や、働くという労働権に関わる市民的権利、自らの代表を議会制民主主義に送り込むということや政治に参加するという政治的権利や生存権に関わる社会的権利において、長く排除され続けているからである。

第 2 節 ソーシャルワークと当事者主体

こうした抑圧や排除から人びとを解放し、社会を変革することがソーシャルワークのめざすところである。これまでにソーシャルワークが置いてきた価値のうち、人間そのものの存在を肯定し、暮らしの場、生活の場から派生する個別の生活問題への対処から、支援組織、地域支援のあり方、法制度の整備に至るまで、ミクロメゾマクロの視点で現代社会を問い、働きかけることが社会変革であり、その解決において当事者視点を中心に据える必要がある。重度障害者の存在の肯定は、人間尊重をはじめとするソーシャルワークの価値に根差すものである。ソーシャルワークは、広範な領域を範囲とし、個別事象から社会問題へとニーズを一般化させ、実践課題、政策課題への対応が支援システムへと展開される。また、ソーシャルワークの価値、実践には、常に当事者視点が重要であり、当事者運動を通して問題提起され、問い直しを迫られた歴史が存在する。したがって、支援システムの構築には、当事者視点が不可欠であり、今日、求められているのは、当事者視点を中心に据えるだけでなく、身近な地域の場で当事者参画をいかに果たすかであり、その実際は十分に明らかにされていない。

第 3 節 社会福祉運動と障害者運動

では、障害者はこれまでの間、ただ抑圧されるだけの存在であったかといえばそうではない。患者運動をはじめとする障害者運動のなかにも権利獲得にむけた当事者運動を見出すことができる。

これまでに、社会運動において、なかでも社会福祉運動においては、福祉労働を媒介としながら、政策主体からの意図と国民の生活要求とを社会運動を通じて、現実的にする営みがなされてきた。だが、依然として障害者問題に関わる社会問題は残されている。現代社会のなかでマイノリティ集団のひとつとしてとらえられる障害者がシティズンシップの諸権利を行使するうえで、いかなる運動戦略をとり、実現してきたのかを明らかにするこ

とは、障害者に限らず、マイノリティの抱える社会的問題の解決に向けて、今後ますます重要となる。

本論で取り上げる、AJU 自立の家の運動と実践は、愛知県重度障害者の生活をよくする会の活動から生まれ、後に社会福祉法人化する。その障害者運動と実践は、市民運動として障害当事者自身の意識を変え、一般市民を巻き込みながら、障害者運動と事業を推進してきている。自立生活運動における重度障害当事者による運動と実践についての研究は、関東や関西に比べ、愛知においては未だ不足していると言える。

第 2 章 障害者福祉を推進した理念と障害の概念

第 2 章では、ソーシャルワーク実践が、価値と知識に基づき、方策を活用しながら介入方法が選り取られるとすれば、障害者福祉の理念と障害とは何かという障害の概念は、今日のソーシャルワーク実践において重要な価値と知識基盤の中身であるという観点に基づき、障害者福祉の基本理念を整理するとともに（第 1 節）、こうした理念が日本の障害者福祉施策においてどのように影響してきたのかを概観し（第 2 節）、障害の個人モデルから社会モデルへの障害の概念の変化について取り上げた（第 3 節）。

第 1 節 障害者福祉の基本理念

障害者福祉領域の実践は、理念により大きな変化を遂げてきた歴史をもつ。それは、ノーマライゼーション、リハビリテーション、自立生活、ソーシャル・インクルージョンと言った理念により大きな変化を遂げてきた。こうした理念による実践の変化は、障害者を保護し、更生させる受動的な存在とみなすとの考え方から、本人のもてる力を活かし、生活を主体的に能動的に営み、社会的役割をもった存在へと変え直す変化といえる。

こうした理念は、人間尊重、エンパワメントや社会参加といったソーシャルワーク実践の価値と重なっている。ソーシャルワーク実践の価値は、専門家としての価値観、態度を生む。そして、クライアントとソーシャルワーカーの直接的な関係はもちろんのこと、施設・機関の運営の方針、制度・政策・計画づくりにも反映される。

第 2 節 国内法にみる障害者福祉の基本理念

こうした基本理念の変化は、日本国内の法律にも大きな影響を及ぼし、障害者を保護する対象から社会参加する存在としてとらえるようになり、2006 年の国連「障害者権利条約」の採択以降、ソーシャル・インクルージョンを念頭に、国の障害者政策の基本となる障害者基本法の目的にも分け隔てられることなく、共に生きる社会が明記されるに至った。2013 年には障害者差別解消法が成立し、より具体的な法制度が整備されている。この施策推進に障害当事者の参画が果たされている。

第 3 節 障害の概念 — 障害の社会モデルと国際生活機能分類 —

こうした基本理念の変化とともに障害の概念もまた変化している。本節では、世界保健機関（WHO）の国際障害分類（ICIDH）から国際生活機能分類（ICF）への障害の概念の変化を取り上げた。その背景に障害の原因を医学的診断に基づき個人にその要因があると

する個人モデルではなく、社会的な障壁によって生きにくくさせられているとする障害の社会モデルへの転換がある。その統合モデルとしての ICF が存在する。

また、こうした障害の社会モデルの考え方は、近年の日本の法制度改編と創設においても採用され、障害当事者参画を後押しするものとなっている。つまり、現代社会において、実際の支援関係のなかで、どのように障害をとらえるかは、どのような社会や個々人の生活の構築をめざし、どこに、どのように介入すべきかに関わる。障害を個人に見出すとらえ方から、障害は社会の側にあるとする社会モデルの考え方は、人びとの態度や価値観だけではなく、制度設計の仕方や法制度の具体的な中身、社会のありようを変えるものである。同時に、その過程において障害当事者参画を後押しするものとなっている。これは、障害者自身が「障害とは何か」を社会に問い返し、「障害は私自身にあるのではない、社会にあるのだ」という異議申し立てによって獲得された視点であるといえる。当事者発の理念、視点が、今後、ますます重要になる。

第 3 章 自立生活理念の日本への移入と当事者主体のサービス提供 — 自立生活センターという自立生活支援システム —

第 3 章では、以下の 3 点に着目する。第 1 点は、1980 年代に北米から日本へ積極的に移入されたとされる自立生活 (Independent Living) の理念や自立生活運動が、日本でどのように移入されたのか。特に、自立生活に必要な不可欠な介助者であるパーソナル・アシスタント (Personal Assistant) が、それまでの介護者 (carer) とどのように違い、日本で言及されるにいたったのかについて整理する (第 1 節)。第 2 点は、設立当初の日本の自立生活センター (Center for Independent Living) は、実際にサービス提供をするにあたって、どのような具体的方策を取ったのかについて日米の差異を明らかにする。その際、全身性の重度身体障害者の自立生活にとって必要不可欠である「介助者の確保」と「コーディネート」を中心に論ずる (第 2 節)。第 3 点は、当事者主体の介助サービスとしてのダイレクト・ペイメント (Direct Payment) によるパーソナル・アシスタンス (Personal Assistance) 制度を取りあげる。本章では、その先駆的取り組みであるデンマークのオーフスにおけるダイレクト・ペイメントによるパーソナル・アシスタンス制度を通して、当事者主体のサービス提供のありかたについて述べるとともに、日本における動向と課題について論じた (第 3 節)。

第 1 節 自立生活理念・自立生活運動・パーソナル・アシスタントの日本への移入と自立生活センターの設立

障害者を主体として運営される自立生活センターは、現在、地域移行、地域生活支援の中心的組織の 1 つとして、大きな役割を果たし、そのうちの多くが相談支援事業や居宅介護指定事業を展開している。こうした自立生活センターによる自立生活運動や自立生活の理念、介助の考え方やその担い手のあり方は、社会福祉専門職者や研究者らから移入されるとともに、日本の障害者自らがバークレー自立生活センターを中心とする北米現地での研修での学びや、1980 年代に日本国内で開催された各種の自立生活セミナーで来日したア

アメリカの自立生活センターを運営する障害者リーダーらにより日本に移入された。こうした移入は、既存の日本での障害者運動に根拠を与えたともいえる。

第2節 自立生活センターの日米の差異

1980年代以降、設立が活発化する日本の自立生活センターは、アメリカの自立生活センターが行うピア・カウンセリングや自立生活プログラムにより障害者をエンパワメントすることを積極的に取り入れる一方で、障害者自らが介助者を直接雇い、対価を支払うという介助システムをそのまま移入することはできなかった。それは、1970年代から80年代当時の日本の障害者に対する所得保障、居住サービスや介助サービスなどの在宅福祉サービス、交通や物理的環境のアクセスの問題など、地域生活の支援基盤が不足していたことに加え、日本の障害者が介助者との対等な関係を構築しにくかったことにある。

日本の自立生活センターは、設立当初より、日常生活に不可欠な介助者の確保と介助のコーディネートについて組織的な対応を展開した。介助者の確保と提供をピア・カウンセリングや自立生活プログラムなどの自立生活支援と一体的に提供することは、アメリカの自立生活センターにはない日本の自立生活センターの特徴の1つである。こうした歴史的経緯と利用契約制度による事業委託の流れのなかで、今日の日本の自立生活センターは障害者運動団体でありながらサービス提供事業体でもあるという両輪的な運営を行っている。

日本でのIL理念とCILの事業の定着は、自立生活に向けたピア・カウンセリングや自立生活プログラムは当事者が担い手となるものの、介助者の確保と介助のコーディネートについては、組織的に実施する日本独自の戦略が存在する。

第3節 現在のパーソナル・アシスタンス制度

－デンマーク・オーフス市と札幌市の事例－

障害当事者が主体となり、介助者を雇うパーソナル・アシスタンス制度は、北米のみならず北欧等でも実施され、本節では、デンマーク・オーフス市のパーソナル・アシスタンス制度を例に、当事者中心の生活について述べた。パーソナル・アシスタンス制度の導入は、介助関係における主体は障害当事者にあり、介助者はその支持のもとに介助を提供することで、生活、人生の質が向上することが理念的に明示されることとなった。こうした動きを受け、ダイレクト・ペイメントによる形態ではなくとも、重度訪問介護の運用を一部変更することで障害者が介助者を探し、自分自身にあった介助者を養成する試みが始まっている。国内では札幌市が、独自にパーソナル・アシスタンス制度を実施している現状を論じた（図表1）。

2014年度からは、重度訪問介護の対象が知的障害や精神障害に拡大されたことにより、より広範囲の重度障害者のひとり暮らしも可能になりつつある。「札幌市パーソナル・アシスタンス制度」では、介助者の資格規定が緩やかであることや、障害当事者自身がパーソナル・アシスタントを選び、時給を設定し、介助提供時間のスケジュールをセルフ・コーディネートできる点においては、障害当事者中心のサービス提供といえる。しかし、現行制度では、介助者を安定的に雇用するうえでの課題や、自立生活センターが札幌市から

委託を受けたサポートセンターによる労務管理などの支援はあるものの、緊急時の体制に課題があることを明らかにした。今後、制度実施に向けた更なる検討が求められている。

図表1 札幌市パーソナル・アシスタンス制度の概要

制度概略	「パーソナル・アシスタンス制度」 重度の身体障害のある人に対する札幌市独自の介助制度 重度の身体障害のある人に対し、札幌市が介助に要する費用を直接支給し、利用者がその範囲内でライフスタイルに合わせて、介助者と直接契約を結び、マネジメントして利用する
制度開始年	2010年4月（2009年6月よりモデル事業実施）
利用対象者	札幌市から障害者総合支援法に基づく重度訪問介護の支給決定を受けている者で、本人自身もしくは支援する人の責任において、介助者の募集、介助方法の指導、金銭管理等が行える人が対象
利用者負担	生活保護受給世帯・市民税非課税世帯は無料 他の利用者は1割負担（障害福祉サービスと同様上限月額を設定）
介助者の条件	利用者の配偶者及び3親等以内の親族以外 ヘルパー資格の有無等に係らず介助者となることができる 地域住民の力を活用した共生型社会の実現をめざすとされる
利用にあたっての支援組織	札幌市が委託した「PAサポートセンター」が利用者に対する支援を実施（NPO法人自立生活センターさっぽろが実施） 支援内容 ・制度の紹介、問合せへの対応 ・介助者募集の支援及び情報提供 ・介助契約締結支援と助言等 ・利用者および介助者への研修 ・トラブルへの対応 ・利用計画作成の相談・支援 ・費用請求の支援 など
介助内容	・重度訪問介護と同様の内容を提供可能 ・入院時コミュニケーション支援に係る介助についても可能（ただし、看護に係る介助は不可）
制度の特徴	・介助費用を重度身体障害のある人に直接支給（1時間当たり2,400円換算） ⇒1か月に利用できる介助費用の額を一定の範囲で決定し、実績に基づく請求に応じて、直接、重度身体障害のある人に支給 ・従来、事業所が実施していた事務的業務を利用者本人が実施 ⇒シフトの調整、記録の作成、役所への請求、ヘルパーへの報酬支払・

	<p>介助報酬のほか、介助者募集経費，郵送代，振込手数料，研修費用，マネジメント代行費としての利用も可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当月に使用できなかった介助費用について，10万円を限度に翌月繰越して使用することが可能（2012年度から） ・障害のある人が介助者を選んで，直接介助者と契約 <p>⇒従来は，事業所から派遣されたヘルパーから介助を受けるのに対して，本制度では，自分が選んだ介助者と直接契約を交わす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が有償の介助者になることが可能 <p>⇒介助者のヘルパー資格の有無は不問．身近な地域住民が重度身体障害のある人の介助者となることが可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が，介助者と介助者に支払う報酬を決定 <p>⇒決定された介助費用の額の範囲内で，障害のある人が自ら介助者に支払う報酬の額を決定する．夜間に報酬を高くする．日中の報酬を低くすることで，これまでの制度以上に介助時間を確保する可能性がある</p> <p>※報酬の上限は交通費別で，日中 1,200 円／時，深夜 1,500 円／時</p>
--	---

札幌市ホームページおよび聞き取り調査をもとに著者作成

第 4 章 障害当事者による地域移行，自立生活支援システム

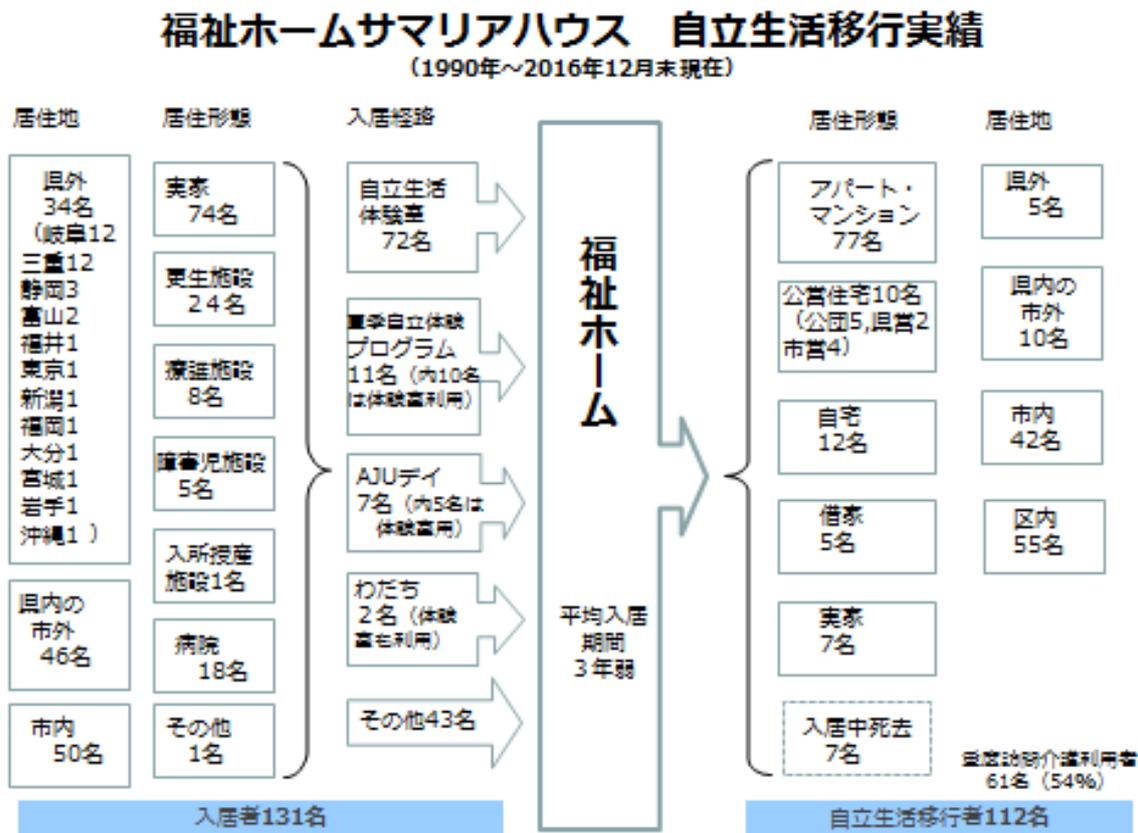
第 4 章では，社会福祉法人 AJU 自立の家が 1990 年の法人化以降，福祉ホーム事業を核としながら，障害者主体の地域移行，地域生活支援をどのように推進してきたのか，当事者主体の支援を展開するうえでのソーシャルワークの役割について論じた．まず，AJU 自立の家が法人化した 1990 年以降を中心に，地域移行をめぐる国内の障害者施策を概観する．また，障害当事者が企画，運営，実施する特別支援学校在学生を対象とした「夏季自立体験プログラム」を具体例として取り上げ，地域移行に向けた障害者自身によるエンパワメントの実際を示す（第 1 節）．そのうえで，こうしたアプローチを通して障害当事者のみならず，非障害者にも変化をもたらすことについて述べる（第 2 節）．さらに，日々の暮らしから生まれるニーズから支援内容を立ち上げ，事業化する営みは，障害者のみならず障害のない人や一般市民を巻き込みながら，人づくり，福祉のまちづくりを推進していることについて触れた（第 3 節）．

第 1 節 障害当事者による地域移行と自立生活プログラム

AJU 自立の家が法人化した 1990 年以降を中心に，地域移行をめぐる国内の障害者施策を概観した．常時介助が必要な重度障害者の地域生活は，21 世紀に入ってようやく国の政策方針として明文化され，障害者が自らの家庭をもち，家族成員のための家事や育児等，生活を営む上で必要な支援を受けること自体が例外的なものではなくなったのは，近年になってからであることが政策動向を踏まえて明らかとなった．そのうえで，AJU 自立の家の地域移行は，国の障害者施策に先んじる形で実現されている．

AJU 自立の家の福祉ホームが設立された 1990 年から 2016 年 12 月末までに利用した計 131 名の自立生活への移行について概観すると図表 2 のようになる．

図表 2 福祉ホームサマリアハウスを通じた地域移行実績

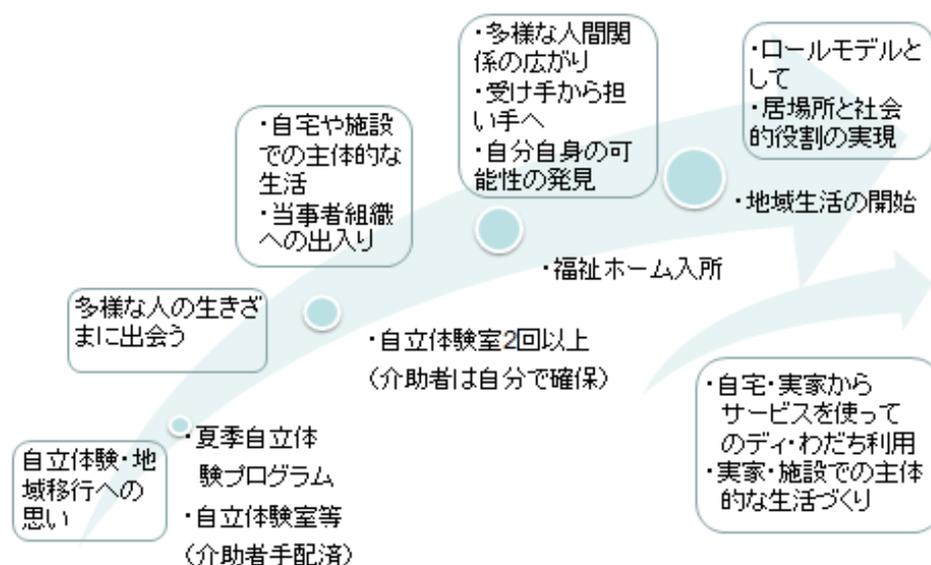


AJU 自立の家より提供

第 2 に、AJU 自立の家がこうした自立生活支援を可能にしているのは、地域移行・地域生活支援にむけた自立生活支援システムの構築が障害当事者の実際の地域移行への取り組みや地域生活から生み出されたプログラム、システム構築によるものである。本論では、障害当事者が企画、運営、実施する特別支援学校在学生を対象とした「夏季自立体験プログラム」を具体例として取り上げた。その内容は、体験し、失敗に学び、繰り返し、周囲を巻き込みながら、障害当事者自身も変化するプロセスであり、支援の受け手から支援の担い手になることを通して、多様な経験が自らの力に気づき、主体性を育むエンパワメント・プロセスとなっている（図表 3）。

図表3 支援の先が可視化できる自立生活移行・継続 エンパワメント・プロセス

支援の先が可視化できる自立生活移行・継続 エンパワメント・プロセス



筆者作成

第2節 自立生活支援の地域拠点として

AJU 自立の家は、自立生活支援の事業展開を通して、当事者自身が変わり、地域住民も変わり、一般市民とともに社会を変え、障害者運動と事業による実践の展開が両輪となっている。こうした障害当事者主体の支援の構築には、日々の暮らしや個別なニーズを個人の問題として処理するのではなく、「われわれの問題」に置き換えることを通して、仕組みをつくり、地域社会や自治体に働きかけ、必要に応じて全国ネットワークをとおして政策提案を行い、改変を果たし、障害者運動と事業とが両輪となって機能している。

こうした営みは、実際の地域生活を通して当事者自身が変わり、自己変革をもたらすものである。また、障害当事者が地域で暮らしているということそのものが、他者とのかわり、相互のやりとりを通して、自らの社会的な役割を模索しながら自分らしさを見出していくこととなる。同時に、当事者主体の支援組織で働く人、地域住民が変わり、一般市民とともに社会を変える契機を生み出している。

第3節 社会を変える主体的組織として —地域生活支援を通して運動する—

ソーシャルワークの果たす役割、ソーシャルワーカーの任務は、社会の仕組みを変え、個別な問題を社会的な問題として提起することであり、その遂行は、当事者と関わりあいながら推進することが不可欠で、個別と普遍を関わらせつつ、地域課題として住民、市民参加の地域福祉実践へと展開させ、制度に変化をもたらすことである。

必要とされるサービス内容は、日々の暮らしのニーズから生まれる。その実現は、既存のサービスの枠を超えて事業化することにある。さらに、単なる事業体ではなく社会を変える主体としてともに生きる地域づくりが求められる。

この時の、ソーシャルワークの果たす役割、ソーシャルワーカーの任務は、社会の仕組みを変え、個別な問題を社会的な問題として提起することであり、実践の記録化、普遍化、言語化を通して理論的支持が得られるよう努め、社会的解決を図るため、特に地方自治体を中心とした制度に働きかけることや個別具体的な対応を通じた制度運用の変更に影響を与える役割を果たさなければならない。こうした役割を当事者と関わりあいながら推進すること。個別と普遍を関わらせつつ、地域課題として住民、市民参加の地域福祉実践へと展開させ、制度に変化をもたらすことである。

第5章 障害者運動を通じた自立生活支援システムの構築

－AJU 自立の家の歴史から－

第5章では、障害当事者主体で自立生活や地域移行支援を実現してきた社会福祉法人AJU 自立の家（以下、AJU 自立の家）がどのような障害者運動を展開してきたのかを、AJU 自立の家の前身である「愛知県重度障害者の生活をよくする会（以下、よくする会）」の歴史もたどりつつ、その障害者運動のリーダーでもあったAJU 自立の家の山田昭義への聞き取り調査を用いながら明らかにする。まず、「前史：キーパーソンの出会いと学びの場の獲得（1966年～1973年）」として、よくする会が当初より市民運動として活動し始めた前史に触れる（第1節）。次に、「運動方針の三本柱と法人設立に向けて（1973年～1990年）」として、障害者運動を展開するうえで障害当事者自身の意識変革を試みながら仲間内に留まらない運動を展開し（第2節）、「運動体として、事業体として（1990年～）」1990年の社会福祉法人化以降、障害者運動と法人事業とを両輪として推進した実践をまとめる（第3節）。さらに、「障害種別、団体の別を超えてネットワークを形成する（2007年～）」ことを念頭に、他団体との連携、ネットワークを形成し設立した愛知障害フォーラム（以下、ADF）の事務局を担いつつ、行政機関、議会などと討議しながら条例づくりに参画した新たな障害者運動の展開について論じた（第4節）。

第1節 前史：1966年～1973年

AJU 自立の家のこれまでの取り組みは、他地域、他団体との障害者運動とは異なり、一市民として存在するため、一般市民に働きかけ、街に出るところから始まった。また、児島美都子・長宏という研究者、専門家との学習会を開催し、障害当事者の意識を変え、一般市民に対する働きかけを通じて市民の意識も変え、サポートネットワークを拡大することで、事業推進における協働を進めてきた。当初、車いすのメンバーを中心としていたが、現在に至るまでの障害者運動の過程において、障害の種類別の別、年齢の枠を超えた地域生活支援の拠点づくりを進めている。サービス提供の事業体としてだけでなく、地域住民とのネットワークを形成する取り組みとしての文化行事をとおした法人行事も展開している。また、第6章で触れる障害者就労の場の事業と障害者運動は、国の施策に一石を投じた。

第2節 運動方針の三本柱と法人設立に向けて：1973年～1990年

障害者運動の継続と発展には、「障害当事者自らが学ぶこと」「社会参加を通して多様な人と出会うこと」「障害当事者自らの意識の変革と向上」「一般市民に対する働きかけ」「ネットワークの形成と拡大」がある。

1980年代から1990年までは「労働，移動，自立」と法人設立に向けての取り組み期といえる。こうした取り組みも常に，暮らし，仕事，人生のつくり方は，目の前にいるひとりの人を出発点にして運動と展開しながら事業化されてきている。

近年では，事業内容に，福祉系行政計画の調査の実施，災害時支援，地域での防災プログラム，啓発事業の実施など，福祉コミュニティづくりにまで拡大していると言える。ピア・カウンセリングや自立生活プログラムにあるような障害当事者であるがゆえの当事者同士の関係性の維持と課題解決への実践と同時に，個別な生活課題が地域の福祉課題として普遍性をもち，その解決に向けた活動，実践，事業展開と市民としての社会運動が福祉コミュニティづくりへの布石となっている。

第3節 運動体として事業体として：1990年～

1990年の社会福祉法人化以降，障害者運動と法人事業とを両輪として推進した実践は，重度障害当事者の視点を活かした行政機関の実態調査などを受注し，国家プロジェクトである中部国際空港のユニバーサル・デザインへの参画，愛・地球博バリアフリー検討業務，災害要援護者支援へと多角化している。その背景には，重度障害当事者の経験を強みに変え，社会に活かす実態が存在する。

第4節 障害種別，団体の別を超えてネットワークを形成する：2007年～

－愛知障害フォーラム（ADF）の設立と条例への取り組み－

2008年の愛知障害フォーラム（ADF）の結成は，障害種別を超え，ネットワークを形成し，行政との対話を通して条例の検討などに参画し，身近な地域生活の場で障害当事者が市民としての権利性を発揮する，その実際を示した（図表4）。

その運動は，障害当事者が身近な地方自治体の政策決定プロセスに参画し，行政との討議を重ね具体的な中身の議論に携わり，2015年12月に成立した「愛知県障害者差別解消推進条例」の制定に関与し，その普及啓発に従事することを可能とし，よりよい地域生活の基盤整備を推進している。このこと自体が，地域に密着した権利保障の具現化といえよう（図表5）。

図表4 愛知障害フォーラム（ADF）活動年表

年月	県内(ADF及び県などの動き)	国内外
2004年		・日本障害フォーラム(JDF)設立
2006年		・国連「障害者の権利条約」採択(12月)
2007年	・JDFから地域フォーラム開催の要請	・日本「障害者の権利条約」署名
2008年	・「JDF地域フォーラムin東海」開催	・障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす会発足 ・障害者自立支援法訴訟全国一斉提訴(10月)
	・ADF設立準備会結成	
	・ADF設立総会	
	・民主党愛知県議団との協働にて差別禁止条例の議会提出をめざし、AJU自立の家が窓口となり当事者参画で条例案検討	
2009年	・調整を図るも、条例案提出できず(9月)	・障害者自立支援訴訟第二次訴訟(4月) ・障がい者制度改革推進本部設置(12月)
2010年		・障がい者制度改革推進会議開催(1月)
2011年		・障害者基本法改正
2013年		・障害者総合支援法施行 ・障害者差別解消法成立
2014年	・「障害者の権利に関する条約」の批准・発行にあたっての声明(2月19日)	・日本「障害者の権利条約」批准
	・「精神科病棟転換型居住系施設に対する抗議声明」(6月16日)	
2015年	・愛知県知事候補へ「障害者差別禁止条例の必要性」について公開質問状(1月)	
	・「愛知県議会における視覚障害者の白杖の取り扱いについて」行動(2月)	
	・「愛知県議会議員選挙における要望及び質問」(差別禁止条例について)(4月)	
	・「名古屋市議会議員選挙における要望及び質問」(差別禁止条例について)(4月)	
	・愛知県議会「県障害者差別解消推進条例案」提出予定(9月)	
	・「愛知県障害者差別解消推進条例案について」見解と意見要望(9月4日)	
	・愛知県「県障害者差別解消推進条例案」提出先送り(9月4日)	
	・愛知県「障害者差別解消推進条例案」ADF意見を取り入れた修正案まとめる(11月3日)	
・愛知県議会「県障害者差別解消推進条例」可決(12月18日)		
・「愛知県障害者差別解消推進条例」制定に寄せて声明(12月18日)		
2016年	・愛知県「手話言語の普及及び障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例(仮称)」の制定について発表(3月29日)	障害者差別解消法施行(4月1日)
	・ADF「手話言語その他の意思疎通のための手段の普及に関する条例(仮称)」について(3月31日)	
	「愛知県障害者差別解消推進条例」施行(4月1日)	
	・「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」制定(10月14日)(同年10月18日施行)	

筆者作成

図表 5 愛知県障害者差別解消推進条例制定に至るまでの動向（詳細版）

年月日	ADF動き	愛知県・その他の動き
2015年8月28日	・ADF事務局としては「一方的にヒアリングや説明会もないまま、誰も望まない条例については反対せざるをえない」と返答。	・愛知県担当者がADF事務局来訪。 「9月定例議会で、障害者差別禁止条例を上程する」と書類を持参する。 ・県としては「ADFからの返答については、持ち帰る」との返答。
2015年8月31日	・緊急幹事会開催 ・愛知県障害福祉課(担当課長、課長補佐)を招き、条例案策定の経過や内容について質疑応答の実施 ・知事に拙速に進めないよう要望	・愛知県障害福祉課担当者ADFに対し、経過説明と質疑に対応
2015年9月1日		愛知県議会「愛知県障害者差別解消推進条例案」提出予定(新聞報道あり)
2015年9月3日		知事臨時記者会見にて「一度、条例は取り下げ、障害者団体の意見を取り入れながら進めたい」
2015年9月4日	・「愛知県障害者差別解消推進条例案について」見解と意見要望	・愛知県「県障害者差別解消推進条例案」提出先送り ・第1回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ開催
2015年9月24日		・第2回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ開催
2015年10月13日	・県担当課長より「ADFよりヒアリングをしたい」との連絡を受ける	
2015年10月22日	・ADF緊急代表者会議、幹事会の後、愛知県担当によるヒアリング実施	・愛知県担当者ADFへのヒアリング実施
2015年10月16日		・第4回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ開催
2015年11月3日		・愛知県「障害者差別解消推進条例案」ADF意見を取り入れた修正案まとめる
2015年11月5日		・第3回愛知県障害者施策審議会にて県条例修正案示される
2015年11月11日	・ADF幹事会開催	
2015年12月18日	・ADFによる「愛知県障害者差別解消推進条例」制定に寄せて声明発表	・愛知県議会「県障害者差別解消推進条例」可決
2016年4月1日		「愛知県障害者差別解消推進条例」施行

筆者作成

第6章 障害者運動とシティズンシップ

－授産工賃への所得税課税問題から－

AJU 自立の家が障害者運動を通じて確立した自立生活支援の仕組みは、重度障害者が地域で暮らし、働き、家庭を持ち、子育てをするという一市民としてのあたりまえの生活を実現した。だが、2002年に端を発する授産施設（当時）の工賃への所得税課税問題は、果たして、日本の障害者は市民権を得ているといえるのかと、社会に訴える契機となった。

第6章では、障害者就労施設の工賃課税問題が発生した当時の障害者就労の現状について述べるとともに（第1節）、授産施設における工賃課税問題についてその経過を明らかにし、日本の障害者の労働権の不十分さについて述べる（第2節）。さらに、重度障害者が日本のなかで労働権を獲得する可能性と課題について示した（第3節）。

第1節 月額平均工賃10万円の重度障害者就労施設

日本における障害者の福祉的就労形態は、労働法適用がなされていない現状が存在することを示した。その一方で、工賃への所得税課税を求められたことを発端に、障害者の福祉的就労の場における労働権獲得運動の展開について論じ、現行制度の矛盾を明らかにし

た．利用料を支払って就労するという状態が継続する現在の日本の福祉的就労の場において，労働法規を適応することになれば，事業主に財政的な補填がなされなければ，重度障害者の福祉的就労の場さえ確保できなくなることが懸念される．

第 2 節 障害者就労施設への工賃課税問題

その一方で，工賃への所得税課税を求められたことを発端に，障害者の福祉的就労の場における労働権獲得運動の展開について論じ（図表 6），現行制度の矛盾が明らかとなった．

図表 6 授産工賃への所得税課税問題の経過表

日付	経過
2002. 8. 5～6	昭和税務署より税務調査
2002. 8～9 月	昭和税務署より数度にわたり調査官が訪れ，資料提出，「授産工賃は課税対象であるので，平成 11 年から遡って追徴する」旨伝えられる
2002. 9. 20	昭和税務署より税務署が授産生一人ひとりの追徴額を記した綿密な資料が作成され，わだちコンピュータハウスに届けられた
2002. 10. 04	昭和税務署調査官来所
2002. 10	わだちコンピュータハウス常務理事が昭和税務署を訪れ，副署長と面談
2002. 10. 17	わだちコンピュータハウス利用者，扶養控除（異動）申告書提出を決定
2002. 10. 30	昭和税務署より電話「11 年から追徴するといっていたが，13 年からの追徴にする．11～12 年は指導事項ということで税金は発生しないことになった」との連絡
2002. 10. 31	昭和税務署から予定されていた納税通知書が届く
2002. 11. 13	昭和税務署に対し，授産工賃への所得税課税に対する異議申し立てを行う
2002. 11	厚生労働省へ電話による問い合わせ「名古屋市を通してしか答えられない」との返答
2002. 11	名古屋市障害福祉課に厚生労働省へ「授産工賃は身体障害者福祉法第 44 条に該当するか否か」の確認を依頼．書面による回答を約束
2002. 12. 03	昭和税務署より異議申し立てについての聞き取り調査，2 日間の予定が半日で終わる
2003. 01. 09	名古屋市障害福祉課に問い合わせの結果，昨年末に同課に対して厚生労働省より「授産工賃は身体障害者福祉法第 44 条に該当しない」「しかし，課税対象にするかどうかは国税局が決定すること」の見解が口頭で伝えられたことが判明
2003. 01. 10	省令 33 条の「授産施設は工賃を支払う」という記述との整合性はどうか問い合わせ

2003.01.21	厚生労働省社会・援護局長へ「授産工賃に関する質問状」提出
2003.02.12	昭和税務署より異議決定書が届く。異議申し立て棄却
2003.03.11	国税不服審判所へ不服申し立て
2003.04.	措置制度から支援費支給制度へ（契約に基づく施設利用，応能負担による利用料支払い）
2003.04.11	国税不服審判所より昭和税務署の答弁書が届く
2003.04.21	国税不服審判所より6/4の面談通知届く
2003.05.01	国税不服審判所へ反論書提出
2003.06.04	国税不服審判所にて面談
2003.08.25	国税不服審判所へ反論書提出→9/10意見書届く
2003.10.07	国税不服審判所よりわだちコンピュータハウスへ聞き取り調査
2004.03.12	国税不服審判所より裁決書が届く ・授産工賃は身体障害者福祉法第44条を根拠に労務の対価ではなく，給与所得に該当はしない
2004.05.	授産施設における労働権に関する議員検討会にて労働基準法適用の新しい施設創設を申し入れ
2004.07.05	昭和税務署より「工賃が雑所得にあたる可能性あり」との判断が税理士を通して伝えられる→その後連絡なし
2004.10.	今後の障害保健福祉施策について（グランドデザイン案）により，要支援障害者雇用（就労継続支援）型事業が示される（後の就労継続A型）
2005.12.28	国税不服審判所に質問状提出するも不受理。「税務上の取扱い等に関する事前照会」という手続きを知る
2006.01.05	名古屋国税局へ工賃の税法上の取扱いに関して文書にて事前照会
2006.04.	支援費支給制度から障害者自立支援法へ（応益負担による原則，利用者1割負担開始）
2006.04.06/07	「施設利用料1割負担不払いに関する決議」により，法人理事長，愛知県知事，名古屋市長へ「決議書」を提出（法人理事長には06日付，知事，市長へは07日付）
2006.04.25	厚生労働省社会援護局・障害保健福祉部へ「授産施設利用に係る利用者負担に関する質問書」を提出 厚生労働大臣へ「要望書」を提出
2006.06.20	名古屋国税局より工賃の税法上の取扱いに関する事前照会に対する口頭回答 ・授産工賃は労務の対価だが，使用者から受けるものではなく，自立支援法制度下において就労継続の雇用型は給与所得に当たる ・だが，就労移行支援事業及び就労継続支援事業の非雇用型については雑所得にあたり，自立支援法第14条の非課税規定にはあたらないため，基本的には課税対象 ・雑所得の場合，過去に遡って支払う必要は住所地の税務署長の判断により，事前照会では判断できない
2007.01末	利用料不払いについては06年度で終了し，不払い分については期末手当で支払うことで一致
2007.04.01	自立支援法に基づく新体系へ移行 毎月の工賃より利用料天引き処理開始

わだちコンピュータハウスから提供された表に伊藤が加筆修正

厚生労働省は、2007年5月17日に「授産施設，小規模作業所等において作業に従事する障害者に対する労働基準法第9条の適用について」を通知し，雇用契約を結ぶ施設や一般就労を目指して有期で訓練する施設を除く作業所や授産施設においては，欠勤，遅刻等による工賃の減額や残業・休日出勤は，制裁や強制の要素がなく，訓練としての計画に基づき，障害当事者が了解している場合には，労働者ではなく，訓練生とみなして労働法規の適用を除外するとした。

さらに，12月には，「最低賃金法の一部を改正する法律」により適用除外規定の見直しがなされ，障害により著しく労働能力の低い者等に関する適用除外が廃止され，最低賃金の減額特例が新設された。減額特例の許可の対象となる労働者は，精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者，試の試用期間中の者，職業訓練を受けている者，軽易な業務に従事する者等とされた。これらの改正は，現状を追認したにすぎず，労働者としての実態がある人までも訓練生とみなすことで労働者としての権利をどう保障するかという根本問題には手がつけられていないことを危惧する声も聞かれた。

障害当事者にとって生活費の一部を稼ぐ場となっている作業所，授産施設での作業を労働とみなさず，最低賃金や労働者災害補償保険などを適用しないという問題の解決は先送りされた結果となった。問題は，福祉的就労の場で作業する障害当事者を「労働者」とするか「訓練生」とするかにある。「労働者」とすれば，最低賃金の保障をしなければならなくなるが，全国の月額平均工賃額，自立支援法による単価の減額，日割り計算の導入を踏まえると，施設の運営そのものが成り立たなくなるという困難がある。特に社会保険等の加入は，事業所側にとっては保険料負担が発生し経営を圧迫し，利用者側には保険料控除によって生活の維持が困難となるため，事業所として加入は困難なケースが多い。

第3節 障害当事者として働くこと — 労働権獲得の可能性 —

では，障害当事者の働き方が公益に資する労働の対価を得る仕事として成立し，労働者としての権利を獲得することは不可能なのだろうか。一般就労が困難な重度障害当事者にとって，結婚，出産，子育てをしながら，生活の担い手となって生きる道はないのだろうか。

本論では，障害者が労働者としての権利を行使する働き方の可能性について，以下の3点に触れた。第1点は，「パーソナル・アシスタンス制度による雇用主となる」という働き方である。この場合，介助関係での障害当事者の主体性が確保される可能性が高いものの，介助を利用した就業が認められていない現行制度においては，障害当事者に労働法規を全面的に適用することは困難が予想される。第2に，「社会的企業／社会的協同組合での就労」である。本論では，イタリアの社会協同組合を例に，障害者に限らず，多様な人を包摂する労働法規が適用された就労の可能性について示した。第3に，「現行労働法適用の拡大もしくは新たな労働法の制定」について言及し，日本の障害者就労における展望と課題を示した。第2，第3のいずれの場合も，法制度の検討，整備が必要であり，今後，実態に即したより詳細な論考を必要としている。

終章 総括

本研究の到達点は、あらゆる人々に適用される普遍的なシティズンシップの観点から障害者の権利を論じたものである。これまでのシティズンシップをめぐる議論では、障害者の権利が排除されがちであったことを明らかにするとともに、AJU 自立の家の運動と実践を通して、自立生活だけでなく、労働権獲得運動も展開したことで障害者の権利がシティズンシップの文脈で保障される可能性があることを示した。

このことの要因は、AJU 自立の家の運動と実践がミクロからマクロにまでわたって個別なニーズを解決する営みを通して社会的問題として解決するソーシャルワークの原則に則して展開していることを指摘したことによる。さらに、近年の障害者福祉の理念と障害の概念の変更が障害者運動を後押しし、地方自治体、一般市民や他の障害者団体とネットワークを形成し、権利の獲得と実現を長年にわたり積み重ねてきたことを明らかにした。

AJU 自立の家の運動と実践は、当事者主体の原則が常に重視され、貫かれてきていることを示した。それは、当事者主体、当事者参画による学び続ける過程の重視、討議し、行動することを通してエンパワメントされるプロセスでもある。こうした運動と実践は、障害者福祉をめぐる国内外の動向、自立生活支援のシステム、地域との関わり、ネットワークなど、多様な要因によることを明示した。

AJU 自立の家の運動と実践を通して障害者の権利性について論じた本研究は、ソーシャル・インクルージョンが可能なシティズンシップ論を再構築することが求められている今、その再構築の議論に貢献することが可能であると考えられる。

さらに、本研究は、従来の障害者福祉学における自立生活運動研究に新たな客観的資料を提示した。なぜなら、自立生活運動研究は主に関東と関西の実践を事例として形成されてきており、愛知における自立生活運動は AJU 自立の家が編集した実践のまとめは存在するものの、その運動と実践を歴史的に詳細に記述し、分析した客観的資料は見当たらないからである。

本研究の今後の方向性と課題は、第 1 に、シティズンシップとして障害者の権利を十全に検討するためには、他の障害者団体との関連をさらに加える必要がある。特に、AJU 自立の家の運動と実践が目標を達成するために、愛知における他の障害者運動とどのように相互に関連したのかについて十分に説明しきれていないことにある。第 2 に、本論は、シティズンシップの観点から重度障害者の自立生活に焦点をあて、問題提起と検討素材を提供したが、今日のシティズンシップの議論に障害者の観点から貢献すること、新たなシティズンシップ論を提示するまでには至っていない。T.H. マーシャルのようなシティズンシップに関する伝統的な理論は、労働市場で働くことができない特定の集団を排除しているため、AJU 自立の家の運動と実践は、シティズンシップの概念を再構築する議論に貢献することができるが、ソーシャル・インクルージョンを実現できるような新しいシティズンシップの概念を再構築する必要がある。その点は今後の課題としたい。

<参考文献>

杉野昭博（2007）『障害学 理論形成と射程』東京大学出版会